

# えいせい

都庁職衛生局支部ニュース 408号

2007年7月11日 都庁内線63-210

電話 03-3349-1501

発行責任者 支部長 小野塚洋行

都民の大切な財産  
都立病院の運営形態を決める

## 都立病院経営委員会第2回を開催

全4回の開催で結論を出  
あのでしょうか？

### はじめに地方独立行政法人化ありきの委員会運営

7月5日(木)、今年度第2回の都立病院経営委員会が開催され、衛生局支部・病院支部から支部役員が傍聴しました。

昨年7月に都が策定した「行財政改革実行プログラム」では、都立病院については地方独立行政法人化を視野に入れ経営形態の検討を行うとされ、この経営委員会で都立病院の経営形態のあり方について検討する事になっています。

第2回の委員会では病院経営本部から、2時間にわたって「都立病院の役割」「財務関係」「人事関係」「業務関係」「都立病院の課題」等が報告されました。

委員からは「医師アカデミー」「レジデントの給与」「後発医薬品」等について質問がだされ、閉会直前には「法令等に基づく行政的医療以外の、狭義の行政的医療(質的・量的に不足する医療分野等)の確保をどう担保するか、今後経営形態を考える上で明確化しておく必要がある」との意見がだされましたが、議論は次回に送られ、あり方の検討には入ることが出来ていません。

今年度中に策定する「第二次都立病院改革実行プログラム」において、都立病院のあり方を示すことが求められているため、10月の委員会で結論が出される予定になっています。

しかし、次回の開催は9月に予定にされており、このペースでは、あと2回の開催で十分な議論がなされないまま結論が出される事が危惧されます。

衛生局支部ホームページ

<http://www.eiseikyoku-shibu.com/>

携帯電話対応

是非ご活用ください。



独立採算を求められる「地方独立行政法人化」では、都立病院の現在の役割は果たせない事は明確です。

「はじめに地方独立行政法人化ありき」の委員会運営で、都民の大切な財産である都立病院のあり方が決められるような事は許せません。

アベコペだ!!  
芝岡☆友徳



安倍政治  
を切る!

## 国民投票法

改憲をこり押しするインチキな仕掛け

憲法改正の是非を問う国民投票について定めた改憲手続き法。与党の賛成で成立しましたが、憲法という国民全体にかかわる問題を定めるための法律なのに、国民の意思を十分に反映できないような欠陥が指摘されています。

最大の問題点は、これを下回れば投票自体が成立しないという「最低投票率」の規定がないこと。有効投票総数の過半数の賛成で改憲案が成立するので、例えば投票率が40%の場合は有権者の20%強の賛成で憲法が変更されてしまうことになるのです。

手続き法はさらに、改憲反対運動を抑えつけるため500万人を超える公務員と教育者が投票運動に参加することを制限。その一方で、メディアによる有料宣伝についてはほぼ無制限とするなど財界が支える改憲派に有利な制度になっています。

与党は「投票法は国民主権の具体化」と述べています。しかし、たくさんのインチキが仕掛けられた代物は、国民不在で改憲をこり押しするのが目的。民主主義を破壊する仕組みです。

# 指定管理者制度の取り消し、各県で相次ぐ自治労連速 2588 号より

## —自治労連の強い要請に基づき、総務省が「指定取り消しの状況」について情報提供—

総務省は、06年8月8日付け通知「公の施設の指定管理者制度の導入状況調査について」によって、全都道府県及び市区町村が9月11日までに、06年9月2日現在の導入状況を回答することを求め、07年1月31日に調査結果を発表しました（「調査結果」は、総務省ホームページからダウンロードが可能）。

しかし都道府県及び市区町村から提出させた調査表には「指定取消日」「指定取消の理由」「新たな指定管理者を指定するまでの間の管理体制」の設問があつたにもかかわらず、公表された「調査結果」には一切このことに触れていませんでした。自治労連はすべての調査結果を明らかにすることを求めてきましたが、日本共産党・吉川春子議員の国政調査権を行使した活動とあいまって、総務省自治行政局行政課が7月3日になって自治労連に「指定取り消しの状況」を明らかにしました。

改めて指定管理者制度の本質的な問題点が浮かび上がってきます。

2006年9月2日現在で指定管理者制度に移行した約6万件以上の施設の中で、指定管理者が株式会社・有限会社の割合は11%ですが、指定取り消し割合は50%と極めて高く、その理由も詐欺行為の発覚、経営破綻・解散、一方的な撤退など企業の社会的な責任が問われるものであり、かつ取り消しが指定後1年以内の事例が多く、自治体の選定方法を含め重大な問題になっています。

自治労連は、取り消し事例について独自の補充調査をおこなうとともに、引き続き未公表の「指定取消の理由」「新たな指定管理者を指定するまでの間の管理体制」の公表を総務省に求めています。



### 事例 A 新潟県新潟市

#### いこいの家月寿荘・得雲荘

「いこいの家」などの指定管理者になっていたセコム上信越株式会社は、同社の連結子会社が同社を通して新潟市土地開発公社より新潟駅南口に駐車場用の土地を借り駐車場運営業務を行っていたが、売上金を6年余にわたって過少報告し市に約7億3千万円の損害を与えていたという詐欺行為が発覚、新潟市が告訴、賠償を求める事態となり、06年8月11日に指定が取り消された。市は指定取り消し後、一旦直営に戻したが、すぐに再公募を行い2007年1月から(株)NK Sコーポレーションに管理を委ねた。

### 事例 B 北海道帯広市～児童保育センター(学童保育)

\* 総務省調査以降の事例

05年4月から市内4ヶ所の児童保育センター(学童保育)の指定管理者になっていた「こぼと託児所」で、職員への給料の遅配、複数の業者への物品購入代金の未払いなどが発覚、市が調査、改善指導を行っていたことが明らかになった。事業者は、正職員9人を含む20数人の職員への5月分給料約180万円の支払いが遅れたことは認めた。保護者からは「事業主と職員の不和が親にも伝わっており、子どもにも悪影響を及ぼす」などと懸念の声が出された。事業者は12月8日に指定管理者辞退の文書を提出、市は指定を取り消し、新たな管理者の指定にも着手、当面、来年1月以降は市直営に切り替えることになった。(北海道新聞・十勝毎日新聞、2006年11月16日、12月8日)

## 原水爆禁止世界大会成功と被爆者救援のために カンパにご協力下さい

各分会にカンパ袋を送付しました

今年の大会は「核兵器のない平和で公正な世界を」をメインテーマに、〈平和の国際ルールと日本国憲法9条〉、〈被爆・核被害者の実相の普及、原爆認定行政の改善、被爆者支援〉などを掲げて開催されます。

この数年、8千人近い参加者のうち、青年が3割以上を占めるようになってきました。

過去20数年間に1千万円を超える貴重なカンパをいただきました。すべて世界大会参加者の旅費・宿泊費にあて、東京の被爆者団体へ寄付してきました。職場のカンパ活動はささやかですが、草の根の平和活動です。ぜひ、多くの組合員、職員のみなさんご協力をお願いします。



# 指定管理者制度の取り消し、各県で相次ぐ

自治労連速報2588号より

## —自治労連の強い要請に基づき、総務省が「指定取り消しの状況」について情報提供—

総務省は、06年8月8日付け通知「公の施設の指定管理者制度の導入状況調査について」によって、全都道府県及び市区町村が9月11日までに、06年9月2日現在の導入状況を回答することを求め、07年1月31日に調査結果を発表しました（「調査結果」は、総務省ホームページからダウンロードが可能）。

しかし都道府県及び市区町村から提出させた調査表には「指定取消日」「指定取消の理由」「新たな指定管理者を指定するまでの間の管理体制」の設問があつたにもかかわらず、公表された「調査結果」には一切このことに触れていませんでした。すべての調査結果を明らかにすることを求めてきましたが、日本共産党・吉川春子議員の国政調査権を行使した活動とあいまって、総務省自治行政局行政課がようやく7月3日になって自治労連に「指定取り消しの状況」を明らかにしました。

改めて指定管理者制度の本質的な問題点が浮かび上がってきます。06年9月2日現在で指定管理者制度に移行した約6万件以上の施設の中で、指定管理者が株式会社・有限会社の割合は11%ですが、指定取り消し割合は50%と極めて高く、その理由も詐欺行為の発覚、経営破綻・解散、一方的な撤退など企業の社会的な責任が問われるものであり、かつ取り消しが指定後1年以内の事例が多く自治体の選定方法を含め重大な問題になっています。

自治労連は、取り消し事例について独自の補充調査をおこなうとともに、引き続き未公表の「指定取消の理由」「新たな指定管理者を指定するまでの間の管理体制」の公表を総務省に求めています。



### 事例A 新潟県新潟市～いこいの家月寿荘・得雲荘

「いこいの家」などの指定管理者になっていたセコム上信越株式会社は、同社の連結子会社が同社を通して新潟市土地開発公社より新潟駅南口に駐車場用の土地を借り駐車場運営業務を行っていたが、売上金を6年余にわたって過少報告し市に約7億3千万円の損害を与えていたという詐欺行為が発覚、新潟市が告訴、賠償を求める事態となり、06年8月11日に指定が取り消された。市は指定取り消し後、一旦直営に戻したが、すぐに再公募を行い2007年1月から(株)NK Sコーポレーションに管理を委ねた。

### 事例B 北海道帯広市～児童保育センター(学童保育) \*総務省調査以降の事例

05年4月から市内4ヶ所の児童保育センター(学童保育)の指定管理者になっていた「こぼと託児所」で、職員への給料の遅配、複数の業者への物品購入代金の未払いなどが発覚、市が調査、改善指導を行っていたことが明らかになった。事業者は、正職員9人を含む20数人の職員への5月分給料約180万円の支払いが遅れたことは認めた。保護者からは「事業主と職員の不和が親にも伝わっており、子どもにも悪影響を及ぼす」などと懸念の声が出された。事業者は12月8日に指定管理者辞退の文書を提出、市は指定を取り消し、新たな管理者の指定にも着手、当面、来年1月以降は市直営に切り替えることになった。(北海道新聞・十勝毎日新聞、2006年11月16日、12月8日)

都区職員  
生協

7月のお勧め品 第2弾

沖縄マンゴー 1玉 250g 880円



7月31日(火) 昼休み支部室(27階南)で販売  
電話でお申し込み下さい(内線63-210)  
締め切り7月24日(火)

太陽をいっぱい浴びたとろける楽園果実。  
果実の王様と言われるマンゴー。  
適度な酸味と甘味は新しい味の発見です。

福祉保健局  
七月十一日(水)は完全一斉休日



えいせい 本庁版  
07年7月11日発行